

訪問型サービス A2（独自）		介護予防相当訪問型サービス （従前相当）			訪問型サービス・活動A （指定による事業）		
対象者		要支援1，2，事業対象者 進行性疾患や病態が安定しない方			要支援1，2，事業対象者， 継続利用者 地域とのつながりの中で生活する要支援者等		
提供サービス		身体介護、生活援助					
		・専門職による専門的な支援ニーズに総合的に 応えるサービス			・老計10号の範囲内とし、介護予防・社会参加 に資する選択できるようサービスを提供する ・地域住民を含む地域の多様な主体により展開 されるサービスや活動		
予防プランと支援事業者		介護予防サービス計画 （地域包括支援センター，介護予防支援事業所）			介護予防サービス計画書 （地域包括支援センター）		
訪問型サービス個別計画書		従来の介護予防訪問介護計画書と同様					
基本報酬（単位）		週1回		週2回		週2回を超える	
		1,176/月		2,349/月		3,727/月	
		標準的	生活援助中心 20分以上45分未満		生活援助中心45分以上		短時間 身体介護
		287/回	179/回		220/回		163/回
初回加算		200単位/月					
生活機能向上連携加算		（Ⅰ）100単位/月				（Ⅱ）200単位/月	
口腔連携強化加算		50単位/回（1月1回を限度）					
地域活動移行支援加算		-			50単位/月※基本報酬に加算する		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		1月につき +所定単位数 245/100					
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		1月につき +所定単位数 224/100					
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		1月につき +所定単位数 182/100					
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		1月につき +所定単位数 145/100					
高齢者虐待防止未実施減算		-1/100					
業務継続計画未策定減算		-1/100					
同一建物減算		①同一建物の利用者20人以上		②同一建物の利用者50人以上		③利用者の割合が100分の90以上	
		所定単位数 10%減算		所定単位数 15%減算		所定単位数 12%減算	
中山間地域等における小規模事業所		+10/100単位/月					
中山間地域居住者へのサービス提供		+5/100単位/月					
指定事業者		当組合による事業所指定（訪問介護事業所）					
運所訪 営と問 一介 体護 的 事 業 に 業	人員基準等	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護職員	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護職員
	（配置数等）	訪問介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要					
	（資格等）						
単 独 で 運 営	（配置数等）	常勤1名 （兼務可）※	常勤の訪問介護 職員等のうち利 用者数40又は端 数が増す毎に1 人以上	常勤加算 2.5人以上	常勤1名 （兼務可）※	1以上必要数 （兼務可）※	1以上必要数 （兼務可）※
	（資格等）	不要	介護福祉士等	介護福祉士又 は介護職員初 任者研修修了 者	不要	介護福祉士等	介護福祉士ま たは必要な研 修を受講した 者

※業務に支障がない場合、他の事業所等の職務に従事することができる。

通所型サービス A 6（独自）		介護予防相当通所型サービス （従前相当）				通所型サービス・活動A （指定による事業）					
対象者 想定される利用者像		要支援 1， 2， 事業対象者 進行性疾患や病態が安定しない方				要支援 1， 2， 事業対象者， 継続利用者 地域とのつながりの中で生活する要支援者等					
提供サービス		身体介護、生活援助									
		・専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス				・閉じこもりの予防や自立した日常生活を営むことができるよう、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進する ・地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動					
予防プランと支援事業者		介護予防サービス計画 （地域包括支援センター、介護予防支援事業所）				介護予防サービス計画書 （地域包括支援センター）					
通所型サービス個別計画書		従来の介護予防通所介護計画書（地域密着型通所介護）と同様									
基本報酬（単位）		事業対象者・要支援1				事業対象者・要支援2					
		1, 798/月		436/回		3, 621/月		447/回			
生活機能向上グループ活動加算		100単位/月									
口腔連携強化加算		（Ⅰ）150単位/月				（Ⅱ）160単位/月					
若年性認知症利用者受入加算		240単位/月									
栄養アセスメント加算		50単位/月									
栄養改善加算		200単位/月									
一体的サービス提供加算		480単位/月									
サービス提供体制強化加算		（Ⅰ）	事業対象者 要支援1	88単位/月		事業対象者 要支援2	176単位/月				
		（Ⅱ）		72単位/月			144単位/月				
		（Ⅲ）		24単位/月			48単位/月				
生活機能向上連携加算		（Ⅰ）+100単位/月（3月に1回を限度）				（Ⅱ）200単位/月					
口腔・栄養スクリーニング加算		（Ⅰ）20単位/月（6月に1回を限度）				（Ⅱ）5単位/月（6月に1回を限度）					
科学的介護推進体制加算		40単位/月									
地域活動移行支援加算		-				50単位/月※基本報酬に加算する					
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		1 月につき +所定単位数 92/100									
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		1 月につき +所定単位数 90/100									
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		1 月につき +所定単位数 80/100									
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		1 月につき +所定単位数 64/100									
高齢者虐待防止未実施減算		-1/100									
業務継続計画未策定減算		-1/100									
利用定員の超過 看護・介護職員が基準未滿		基本報酬 × 0.7									
同一建物減算		事業対象者・要支援1				事業対象者・要支援2		回数			
		-376単位/月				-752単位/月		-94単位/回			
指定事業者		当組合による事業所指定（通所介護事業所）									
一 通 所 型 の 介 護 事 業 所 と	人員基準等	管理者	生活相談員	看護職員	機能訓練指導員	介護職員	管理者	生活相談員	看護職員	機能訓練指導員	介護職員
	（配置数等）	（地域密着型）通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要					（地域密着型）通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要				※1
	利用定員	（地域密着型）通所介護事業所と合算した数で設定					サービス・活動A（指定）事業所のみで定員を定める※2				
単 独 で 運 営	（配置数等）	常勤1名 （兼務可） ※3	1以上必要数			※4	常勤1名 （兼務可） ※3	必要数			※1
	（資格等）	不要 ※5	介護福祉士等	看護師等	理学療法士等	不要 ※5	不要 ※5	介護福祉士等	看護師等	理学療法士等	不要 ※5

※1 常時1以上（利用者が15人以下の場合1以上、15人を超える場合は超えた数に0.1を乗じた数+1（勤務延時間数））基準別表1より緩和

※2 運営規程において定め、設備基準、人員配置基準を満たすこと。

※3 業務に支障がない場合、他の事業所等の職務に従事することができる。

※4 常時1以上（利用者が15人以下の場合1以上、15人を超える場合は超えた数に0.2を乗じた数+1（勤務延時間数））基準別表1と同様

※5 無資格者の場合、認知症介護基礎研修の受講が必要

A2 訪問型サービス(介護予防相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 ÷30.4日 39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週2回程度の場合 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合 ÷30.4日 77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週2回を超える程度の場合 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合 ÷30.4日 123 単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容である場合 287 単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合 220 単位	220	
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163 単位	163	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11		(1) 1週1回程度の場合 12 単位	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-1	1日につき
A2	C212	1月につき +所定単位数 182/100	高齢者虐待防止措置未実施減算	(2) 1週2回程度の場合 23 単位	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週2回を超える程度の場合 37 単位	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-1	1日につき
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3 単位	-3	1回につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位	-2	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		(二) 所要時間45分以上の場合 2 単位	-2	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 2 単位	-2	
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11		(1) 1週1回程度の場合 12 単位	-12	1月につき
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-1	1日につき
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		(2) 1週2回程度の場合 23 単位	-23	1月につき
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-1	1日につき
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算13	業務継続計画未策定減算	(3) 1週2回を超える程度の場合 37 単位	-37	1月につき
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-1	1日につき
A2	D216	訪問型高業務継続計画未策定減算算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3 単位	-3	1回につき
A2	D217	訪問型業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位	-2	
A2	D218	訪問型業務継続計画未策定減算23		(二) 所要時間45分以上の場合 2 単位	-2	
A2	D219	訪問型業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 2 単位	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 減算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 減算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 減算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 減算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 減算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 減算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 減算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5% 減算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ介護職員等 処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算四		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	ヘ介護職員等 処遇改善加算Ⅴ	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ1) 所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ2) 所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ3) 所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ4) 所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ5) 所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ6) 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ7) 所定単位数の 163/1000 加算		

A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ8)	所定単位数の	158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ9)	所定単位数の	142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ10)	所定単位数の	139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ11)	所定単位数の	121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ12)	所定単位数の	118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ13)	所定単位数の	100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ14)	所定単位数の	76/1000 加算		

A2 訪問型サービス・活動Aサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合			1,176	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス211日割		1,176単位	日割の場合	÷30.4日 39 単位	39	1日につき		
A2	1221	訪問型独自サービス212		2,349単位	(2) 1週2回程度の場合			2,349	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス212日割			日割の場合	÷30.4日 77 単位	77	1日につき		
A2	1331	訪問型独自サービス213		3,727単位	(3) 1週2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス213日割			日割の場合	÷30.4日 123 単位	123	1日につき		
A2	2421	訪問型独自サービス221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容である場合			287 単位	1回につき		
A2	2521	訪問型独自サービス222		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179 単位			
A2	2631	訪問型独自サービス223		(二) 所要時間45分以上の場合		220 単位	220			
A2	1421	訪問型短時間サービス2		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163 単位		163	
A2	1131	訪問型サービス311(地域活動移行支援加算)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合			1,226	1月につき		
A2	2131	訪問型サービス311日割(地域活動移行支援加算)		1,226単位	日割の場合	÷30.4日 41 単位	41	1日につき		
A2	1231	1月につき +所定単位数 182/100		2,399単位	(2) 1週2回程度の場合			2,399	1月につき	
A2	2231	訪問型サービス312日割(地域活動移行支援加算)			日割の場合	÷30.4日 79 単位	79	1日につき		
A2	1341	訪問型サービス313(地域活動移行支援加算)		3,777単位	(3) 1週2回を超える程度の場合			3,777	1月につき	
A2	2341	訪問型サービス313日割(地域活動移行支援加算)			日割の場合	÷30.4日 125 単位	125	1日につき		
A2	2431	訪問型サービス321(地域活動移行支援加算)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容である場合			299 単位	1回につき		
A2	2531	訪問型サービス322(地域活動移行支援加算)		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		185 単位			
A2	2641	訪問型サービス323(地域活動移行支援加算)		(二) 所要時間45分以上の場合		224 単位	224			
A2	1431	訪問型短時間サービス3(地域活動移行支援加算)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			165 単位		165	
A2	C221	訪問型高齢者虐待防止未実施減算211	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週1回程度の場合			12 単位	-12	1月につき	
A2	C230	訪問型高齢者虐待防止未実施減算211日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位	-1	1日につき		
A2	C222	訪問型高齢者虐待防止未実施減算212		(2) 1週2回程度の場合			23 単位	-23	1月につき	
A2	C223	訪問型高齢者虐待防止未実施減算212日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位	-1	1日につき		
A2	C224	訪問型高齢者虐待防止未実施減算213		(3) 1週2回を超える程度の場合			37 単位	-37	1月につき	
A2	C225	訪問型高齢者虐待防止未実施減算213日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位	-1	1日につき		
A2	C226	訪問型高齢者虐待防止未実施減算221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3 単位	-3	1回につき	
A2	C227	訪問型高齢者虐待防止未実施減算222			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位		-2
A2	C228	訪問型高齢者虐待防止未実施減算223			(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位	-2		
A2	C229	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間2			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			2 単位		-2
A2	D221	訪問型業務継続計画未策定減算211	業務継続計画未策定減算	(1) 1週1回程度の場合			12 単位	-12	1月につき	
A2	D230	訪問型業務継続計画未策定減算211日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位	-1	1日につき		
A2	D222	訪問型業務継続計画未策定減算212		(2) 1週2回程度の場合			23 単位	-23	1月につき	
A2	D223	訪問型業務継続計画未策定減算212日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位	-1	1日につき		
A2	D224	訪問型業務継続計画未策定減算213		(3) 1週2回を超える程度の場合			37 単位	-37	1月につき	
A2	D225	訪問型業務継続計画未策定減算213日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位	-1	1日につき		
A2	D226	訪問型業務継続計画未策定減算221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3 単位	-3	1回につき	
A2	D227	訪問型業務継続計画未策定減算222			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位		-2
A2	D228	訪問型業務継続計画未策定減算223			(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位	-2		
A2	D229	訪問型業務継続計画未策定減算短時間2			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			2 単位		-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算21	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者等		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算22		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算23		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算2	特別地域加算			所定単位数の 15% 減算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割2				所定単位数の 15% 減算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数2				所定単位数の 15% 減算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算2	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割2				所定単位数の 10% 減算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数2				所定単位数の 10% 減算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 減算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割2				所定単位数の 5% 減算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数2				所定単位数の 5% 減算		1回につき		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算2	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ2	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算2	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算			1月につき	

A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	224/1000	加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	182/1000	加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算四2	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	145/1000	加算	

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用する

A6 通所型サービス(介護予防相当)サービスコード表

A6 通所型サービス(介護予防相当)サービスコード表											一変更 一新規 一廃止
サービスコード		サービス内容略称	算定項目							合成 単位数	算定 単位
種類	項目										
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1					1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位		日割の場合	÷	30.4 日	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2					3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位		日割の場合	÷	30.4 日	119 単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1		※1月の中で全部で4回まで			436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2		※1月の中で全部で8回まで			447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減 算	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算			-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合		÷	30.4 日	1 単位	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2		36 単位減算			-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合		÷	30.4 日	1 単位	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算			-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2		4 単位減算			-4		
A6	D211	1月につき・所定単位数 182/100	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算			-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合		÷	30.4 日	1 単位	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2		36 単位減算			-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合		÷	30.4 日	1 単位	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算			-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2		4 単位減算			-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の	5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する 者又は同一建物から利用する 者に通所型サービス(独自)を 行う場合	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算			-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752 単位減算			-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算			-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160			
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制 強化 加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88			
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ			事業対象者・要支援2		176 単位加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制 強化 加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ			事業対象者・要支援2		144 単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ	(3) サービス提供体制 強化 加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24				
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		事業対象者・要支援2		48 単位加算	48				
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(3月に1回を限度)		100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算		200			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算	ル 口腔・栄養スクリーニング加 算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		(6月に1回を限度)		5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の		92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の		90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の		80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の		64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(一)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅰ)		所定単位数の		81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(二)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅱ)		所定単位数の		76/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(三)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅲ)		所定単位数の		79/1000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(四)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅳ)		所定単位数の		74/1000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(五)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅴ)		所定単位数の		65/1000 加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(六)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅵ)		所定単位数の		63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(七)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅶ)		所定単位数の		56/1000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(八)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅷ)		所定単位数の		69/1000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(九)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅸ)		所定単位数の		54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(十)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅹ)		所定単位数の		45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(十一)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅺ)		所定単位数の		53/1000 加算				
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(十二)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅻ)		所定単位数の		43/1000 加算				
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(十三)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅼ)		所定単位数の		44/1000 加算				
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(十四)介護職員処遇改善加算Ⅴ(Ⅽ)		所定単位数の		33/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		事業対象者・要支援2	59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超			3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス21日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位		1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			59 単位		41	1日につき

A6	9011	通所型サービス2・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援2	3,621 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

A6 通所型サービス・活動Aサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	1211	通所型独自サービス211	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1				1,798	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス211日割		1,798 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日		59 単位	59	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス212		事業対象者・要支援2				3,621	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス212日割		3,621 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日		119 単位	119	1日につき
A6	1213	通所型独自サービス221	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436 単位	436	1回につき
A6	1223	通所型独自サービス222		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447 単位	447	
A6	1311	通所型サービス311(地域活動移行支援加算)	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1				1,848	1月につき
A6	1312	通所型サービス311日割(地域活動移行支援加算)		1,848 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日		61 単位	61	1日につき
A6	1321	通所型サービス312(地域活動移行支援加算)		事業対象者・要支援2				3,671	1月につき
A6	1322	通所型サービス312日割(地域活動移行支援加算)		3,671 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日		121 単位	121	1日につき
A6	1313	通所型サービス321(地域活動移行支援加算)	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		448 単位	448	1回につき
A6	1323	通所型サービス322(地域活動移行支援加算)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		453 単位	453	
A6	C221	1月につき・所定単位数 182/100	高齢者虐待防止措置未実施減 算	イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算211日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1	1日につき	
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算212		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算212日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1	1日につき	
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算221	業務継続計画未策定減算	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算222			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算211		イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算211日割				日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算212			事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算212日割				日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1	1日につき
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算221	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき		
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算222		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算21	事業所と同一建物に居住 する 者又は同一建物から利用する 者に通所型サービス(独自)を 行う場合	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算22			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算23		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94	1回につき	
A6	5622	通所型独自送迎減算2	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算2	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算2	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ2	ト 口腔機能向上加算		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ2			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算2	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制 強化 加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88		
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ21		(2) サービス提供体制 強化 加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ22			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ21		(3) サービス提供体制 強化 加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ22			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算	ル 口腔・栄養スクリーニング加 算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月に1回を限度)	5 単位加算	5		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算2	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	ワ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算				

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	へ介護職員等処遇改善加算				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8004	通所型サービス211・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8005	通所型サービス211日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8014	通所型サービス212・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8015	通所型サービス221日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8006	通所型サービス221・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位		305	1回につき
A6	8016	通所型サービス222・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9004	通所型サービス211・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9005	通所型サービス211日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9014	通所型サービス221・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9015	通所型サービス212日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9006	通所型サービス221回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位		305	1回につき
A6	9016	通所型サービス222回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447 単位		313	

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

対象

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5		442 単位	442	1月につき		
AF	3111	介護予防ケアマネジメント減算1		高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算	438 単位		438	
AF	3112	介護予防ケアマネジメント減算2			業務継続計画未策定減算	4 単位減算		434	434
AF	3113	介護予防ケアマネジメント減算3			業務継続計画未策定減算			438	438
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算		300 単位	300			
AF	5001	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位	300			

1月につき

A3 訪問型サービスA(緩和した基準) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(45分～60分)	90%	198	
A3	1002				80%		
A3	1025				70%		
A3	1003	訪問型サービスⅠ・同一1		198 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90%	178
A3	1004				80%		
A3	1026				10% 減算 70%		
A3	1040	訪問型サービスⅠ・同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	90%	168
A3	1041				80%		
A3	1042				15% 減算 70%		
A3	1043	訪問型サービスⅠ・同一3			同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	90%	174
A3	1044				80%		
A3	1045				12% 減算 70%		
A3	1005	訪問型サービスⅠ 小規模事業所加算		訪問介護費 ロ 生活援助中心 45分以上 220単位	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位の10%加算	90%	18
A3	1006				80%		
A3	1027				70%		
A3	1007	訪問型サービスⅠ 中山間地域等提供加算		× 90%	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の5%加算	90%	10
A3	1008				80%		
A3	1028				70%		
A3	1009	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(20分～45分)	90%	161	
A3	1010				80%		
A3	1029				70%		
A3	1011	訪問型サービスⅡ・同一1		161 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90%	145
A3	1012				80%		
A3	1030				10% 減算 70%		
A3	1050	訪問型サービスⅡ・同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	90%	137
A3	1051				80%		
A3	1052				15% 減算 70%		
A3	1053	訪問型サービスⅡ・同一3			同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	90%	142
A3	1054				80%		
A3	1055				12% 減算 70%		
A3	1013	訪問型サービスⅡ 小規模事業所加算		訪問介護費 ロ 生活援助中心 20分以上 179単位	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位の10%加算	90%	16
A3	1014				80%		
A3	1031				70%		
A3	1015	訪問型サービスⅡ 中山間地域等提供加算		× 90%	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の5%加算	90%	8
A3	1016				80%		
A3	1032				70%		
A3	1017	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅲ)	事業対象者・要支援 1・2(20分未満)	90%	129	
A3	1018				80%		
A3	1033				70%		
A3	1019	訪問型サービスⅢ・同一1		129 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90%	116
A3	1020				80%		
A3	1034				10% 減算 70%		
A3	1060	訪問型サービスⅢ・同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	90%	110
A3	1061				80%		
A3	1062				15% 減算 70%		
A3	1063	訪問型サービスⅢ・同一3			同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	90%	113
A3	1064				80%		
A3	1065				12% 減算 70%		
A3	1021	訪問型サービスⅢ 小規模事業所加算		訪問型サービスⅢ 161単位 × 80%	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位の10%加算	90%	13
A3	1022				80%		
A3	1035				70%		
A3	1023	訪問型サービスⅢ 中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の5%加算	90%	6
A3	1024				80%		
A3	1036				70%		

→変更
→新規
→廃止

へ介護職員等
処遇改善加算

A7 通所型サービスA(緩和した基準)サービスコード表
対象者

令和7年3月31日終了

サービスAコード		サービスA内容略称		算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	1001	通所型サービスAⅠ・1日	通所型サービス費 (緩和A) 送迎あり 入浴なし	1日(5～9時間)	事業対象者・要支援1・要支援2		90%	392	1回につき
A7	1002						80%		
A7	1041						70%		
A7	1003	通所型サービスAⅠ・1日・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	20			
A7	1004						80%		
A7	1042						70%		
A7	1005	通所型サービスAⅠ・1日・同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	314			
A7	1006						80%		
A7	1043						70%		
A7	1007	通所型サービスAⅡ・半日		事業対象者・要支援1・要支援2	90%	294			
A7	1008						80%		
A7	1044						70%		
A7	1009	1月につき +所定単位数 182/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	15			
A7	1010						80%		
A7	1045						70%		
A7	1011	通所型サービスAⅡ・半日・同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1	90%	235			
A7	1012						80%		
A7	1046						70%		
A7	1013	通所型サービスAⅢ・短時間	事業対象者・要支援1・要支援2			90%	235		
A7	1014					80%			
A7	1047					70%			
A7	1015	通所型サービスAⅢ・短時間・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	12			
A7	1016						80%		
A7	1048						70%		
A7	1017	通所型サービスAⅢ・短時間・同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1	90%	188			
A7	1018						80%		
A7	1049						70%		
A7	1019	通所型サービスAⅠ・1日	通所型サービス費 (緩和) 送迎なし 入浴なし	1日(5～9時間)	事業対象者・要支援1・要支援2		90%	373	
A7	1020						80%		
A7	1050						70%		
A7	1021	通所型サービスAⅠ・1日・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	16			
A7	1022						80%		
A7	1051						70%		
A7	1023	通所型サービスAⅡ・1日・同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1	90%	263			
A7	1024						80%		
A7	1052						70%		
A7	1025	通所型サービスAⅡ・半日	事業対象者・要支援1・要支援2			90%	280		
A7	1026					80%			
A7	1053					70%			
A7	1027	通所型サービスAⅡ・半日・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	12			
A7	1028						80%		
A7	1054						70%		
A7	1029	通所型サービスAⅡ・半日・同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1	90%	198			
A7	1030						80%		
A7	1055						70%		
A7	1031	通所型サービスAⅢ・短時間	事業対象者・要支援1・要支援2			90%	224		
A7	1032					80%			
A7	1056					70%			
A7	1033	通所型サービスAⅢ・短時間・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	10			
A7	1034						80%		
A7	1057						70%		
A7	1035	通所型サービスAⅢ・短時間・同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1	90%	158			
A7	1036						80%		
A7	1058						70%		
A7	1037	通所型サービスA若年性認知症者受入加算	若年性認知症者受入加算	60 単位加算		90%	60		
A7	1038					80%			
A7	1059					70%			

→変更
→新規
→廃止